

第70回 電力・ガス取引監視等委員会

議事録

日時：平成29年2月8日10:00～10:30

場所：経済産業省 本館2階西8共用会議室

出席者：八田委員長、稲垣委員、林委員、圓尾委員、箕輪委員

議題：

(1) 託送供給等約款の認可について

○八田委員長　それでは、定刻となりましたので、ただいまから第70回電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

本日は、事前にお知らせいたしましたように2部構成となっております、ただいまから第1部を行います。

きょうの議題は1つだけです。託送供給等約款の認可についてです。早速ですが、議事に入ります。議題「託送供給等約款の認可について」、資料3に基づいて、恒藤課長よりご説明をお願いいたします。

○恒藤NW事業監視課長　資料3でございます。PDFでは4ページ目からでございます。

1. 主なポイントのところからご説明をさせていただきます。本年4月、来年度からということになりますが、電気事業法等の一部を改正する等の法律のまた一部が施行されまして、特定卸供給を行う事業を営む者、いわゆるネガワット事業者が一般送配電事業者から電力量調整供給、いわゆるインバランス供給を受けることが可能となります。これに向けまして一般送配電事業者が昨年10月31日付で、これを反映させるためにネガワット事業者が電力量調整供給を受ける際の料金、あるいはその他の供給条件を定めまして託送供給等約款を改正するという認可申請を行っております。これにつきまして大臣から意見照会が来ておりますので、この回答についてご確認をいただくというものでございます。

申請されました約款は、昨年度認可いたしました約款にネガワット関係部分の追記をしたものとなっております、実際に修正された約款は後ろに資料3-4として約款の新旧対照表をつけてございます。資料3-4は東京電力パワーグリッド社のものとなっております、全10社、今回の改正部分は共通でございますので、東電パワーグリッド社の分だけ後ろに添付してございます。

今回改正される部分について、資料3に戻っていただいて2. でご説明をさせていただきます。

まず定義の部分に、従来の発電量調整供給というものでございましたけれども、法改正に基づきまして名称が変わりますので、その部分がネガワット事業者に対するインバランス供給を含む電力量調整供給という名称に変更されてございます。

それからネガワット事業者が電力量調整供給を受けるための要件といたしまして、省令及び適正取引ガイドラインで定められた4要件を規定する。①から④でございます。

それから契約の申し込みに当たっての手の規定。ネガワット事業者がインバランス供給を受けるための申し込みをする手が規定されてございます。

1 ページおめぐりいただきまして、実際にインバランス供給を実施する際の手のについて規定が追加されてございます。

その際の料金でございますが、インバランス料金単価につきましては通常のと書いてありますけれども、例えば発電事業者が適用されていたインバランス料金単価と同じ単価を適用することが規定されてございます。

それから解約の事由といたしまして、ネガワット事業者が先ほどご説明した要件を喪失したような場合には解約事由となる旨を規定されてございます。

3. でございますが、今回のネガワットと直接関係ない部分で現行の約款に若干不備があった点についても、改正するという申請がなされております。

主な1点目は、インバランス料金の支払い義務が発生する期日でございますが、現行約款では翌々月の第1営業日に発生するとなされておりますけれども、今実務上、インバランス料金の根拠になります α 値が確定するのが翌々月の5営業日になっておりまして、若干そごがあったところを修正するという点でございます。

あわせて、解約手のについても一部明確化を図ってございます。

以上が前回の約款からの変更点でございますが、今回の申請につきましては、法律の条文は後ろの3-3に添付してございますが、第2項に規定する許可の基準のいずれにも合致するように考えられますので、資料3-1のとおり本委員会として認可することに異論がないと回答したいと考えてございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○八田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

○稲垣委員 事務局からの提案のとおりで結構だと思います。

○八田委員長 それでは、この提案のとおり認可することに異存がない旨、回答することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。そのようにいたします。

本日、第1部で予定していた議事は以上ですが、ほかに何かありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○新川総務課長 第2部につきましては準備が整い次第、開催させていただきます。よろしく願いいたします。

○八田委員長 これをもちまして、第1部を閉会いたします。どうもありがとうございました。

——了——